平成２１年（フ）第１２０６号
堺市西区草部1085番地８　浦田ハイツ102号
債務者　中野えり子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４７号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目２番11―303号、前住所堺市南区晴美台３丁13番２―1304号
債務者　新島　元樹
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５２２号
大阪府河内長野市天見2232番地
債務者　清水　昇子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５２７号
大阪府松原市天美東９丁目９番18号、旧住所堺市北区金岡町60番地
債務者　清水　久丈
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５８１号
堺市南区高倉台１丁３番４―1105号
債務者　西村　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
北海道小樽市新光１丁目18番13号、前住所札幌市南区中ノ沢３丁目２番１―1009号
債務者　森川　裕史
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第５９１号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平452番地１
債務者　相内　誠二
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平452番地１
債務者　相内美枝子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平452番地１
債務者　遠山　和久
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
福島県会津若松市西七日町６番６号　コーポ富士Ｃ棟102号、前住所福島県会津若松市桧町５番32号　第一スカイハイツ３号
債務者　恒吉　春美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
山梨県甲州市塩山赤尾727番地
債務者　田邉　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
山梨県甲府市国母１丁目２番５号
債務者　木下　貴子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1651番地５サンライフ春日居303号
債務者　長澤　昭志
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
山梨県甲斐市万才185番地エルビノ深沢２号
債務者　吉井　美恵
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
山梨県甲府市和戸町1031番地塩島住宅２号
債務者　筒井　利旭
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
山梨県南アルプス市十五所561番地
債務者　花輪　嘉一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係